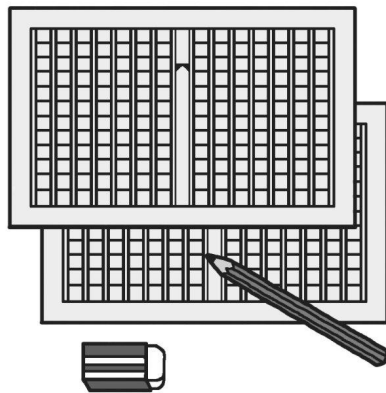


法に関する作文コンクール

受賞作品集 (平成24年度)



横浜弁護士会 法教育委員会

目次

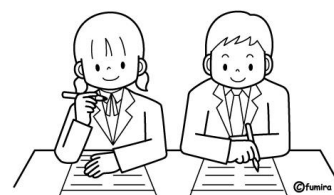
テーマ：「わたしたちの生活の中の法」

【中学生の部】

- 優秀賞 「私の涙」 P 1
湘南白百合学園中学校二年 金子 はるか

【高校生の部】

- 最優秀賞 「法とはなにか、なんのためか」 P 2
神奈川県立海老名高等学校一年 敷田 夏子
- 優秀賞 「法と道徳」 P 3
神奈川県立海老名高等学校一年 平本 駿太
- 優秀賞 「男女の法律」 P 4
神奈川県立平塚中等教育学校四年 古川 皓之



私の涙

湘南白百合学園中学校二年 金子 はるか

みなさんにとって裁判員裁判制度とはどのようなものですか。私はこの前まで、一般人の意見も取り入れることの出来るこれ以上ないほどの良い裁判方法なのではないだろうかと考えていました。一つの作品に出会うまでは。

私が小学校五年生の頃に見た作品を久しぶりに現在の中学二年生となって見ました。その作品の中では、最終的に被告人が死刑か死刑ではないかを裁判員裁判制度を用いて判決をするというものでした。

この作品によって、自分の考えは大きく変化することとなりました。それは、今までにニュースで裁判のことが流れても、その裁判に関わる方々の気持ちを考える機会がなかったからなのかもしれません。そして、私も三年という年日で私自身が成長したことによって「考える」という世界が広がったことも一つではないかと思います。

作品の中で、判決を決めるシーンがあり、一票差で死刑が言いわたされた所に私の考えの変化のきっかけはありました。私はこの場面で話に夢中になって感情移入をしていたためか、何度も何度も涙を流しました。裁判というものは、普段私達が学校でやっている多数決とは重さが全く違うのです。一人の意見によって、一人の人間の未来というものが一瞬にして決められてしまうのだということを初めて深く考えさせられて、衝撃を受けたためでした。

そのことを考えて、もしも自分が判決をする人間の一人となったとしたら……。裁かれる人間の気持ちや、被害者や加害者の関係者の気持ちを考えてしまって、自分が人の罪の重さを決めるなどということは、そう簡単に出来るものではないだろうと思う自分がいます。

人間とは感情があるため、私のように相手側の気持ちを考えてしまうことはあるのではないだろうかと思います。しかし、そんな時に「法」というものがあることによって、正しい判断は出来るようになるのだということを私は学ぶことが出来ました。

法とは何か。私は考えます。

法とは私達の身近にいつもあるものなのだ。しかし、普段の生活で法について意識することはそう多くないだろう。法律というものは、裁判の時に被告人を公正に裁くためにあるものでもあります。しかし、その一方で、人を裁くだけではなく、法によって裁かれた人を守ることが出来るのも法律であるのだと私は考えます。

人は何か罪を犯してしまった時、法というものが敵に感じてしまうことでしょうか。しかし、私達を守ってくれる最終地点も法なのではないだろうか。法というものは、私達国民の一人一人が幸せであると感じるために守るべきことが法として定められているのではないだろうか。失敗をしてしまった時に、その失敗に自分を気付かせてくれるきっかけを作り、そこから新たな一步を踏み出すことが出来るように手をさしのべてくれるものは法というものであるのではないだろうか。私はそのことに気付くことが出来ました。

法とはなにか、なんのためか

神奈川県立海老名高等学校一年 敷田 夏子

私たちにとっての法とはなんでしょう。またなんのためにあるのでしょうか。

「社会」の中で「法」という存在が果たしている役割をわかりやすく説明するために、よく「野球」とその「ルール」に例えることがあります。野球が野球として成り立つのは野球のルールがあるからです。グラウンドのサイズ、チームの人数、1試合がふつう9イニングであることなどから始まって、ゲーム中に起きるさまざまなプレーに対応するルールがたくさんあってはじめて、野球をゲームとして楽しむことができるのです。その点では、「法」は野球の「ルール」とよく似ています。

「法」は、「社会」という建造物を設計・施工する作業にも似ています。「家」を建てるためには設計図をつくり、また設計図通りに家を建てるために細かい施工手順が必要なように、「社会」を社会たらしめるための設計図や施工手順が「法」だ、というふうに例えることもできるかと思います。

あるいは、社会をパソコンと比較してみると、「法」はパソコンの内部にあるさまざまなプログラムに相当するという見方もできます。

しかし、そのいずれも「法」とまったく同じものではありません。「法」は、それらと多くの共通点を持ちながらも、人間そのものの生命・自由・財産にかかわる重要な存在です。

「法」には目的があります。何のためのルールなのか、その目的が重要です。思い切って一言で表現すれば、現代社会においては、法の目的は人間の幸福を守ることだ、といえるのではないのでしょうか。人間の幸福を守り増進させるために必要なこと（＝社会の秩序を維持して正義を実現するために、促進されるべきことや排除されるべきことなど）について定めるのが、法の究極の目的なのです。

ということは、言い換えれば、人間の幸福を守ることにならない「法」は、たとえ外見が「法」であっても真の法ではない、ということにもなります。現代社会において「憲法に反する法は、法として無効である」とされています。

また、私たちの身近なこと、普段当たり前だと思っていることも「法」によって守られています。

例えば「安心安全に食品を食べれること」なら「食品衛生法」や「JAS法」などの法があるから、また、「安心安全に車や自転車や徒歩で移動できること」なら「道路交通法」や「交通安全対策基本法」や「道路法」などがあるからです。

その他にも自由・安心安全に暮らすためにたくさんの法が定められているからです。

このように法は人間の幸福・自由のためには欠かせない大切な物なのです。私たちは法に縛られた生活だけど、「自由の保障のための強制」なのです。

法と道徳

神奈川県立海老名高等学校一年 平本 駿太

私は法について考えたとき、法と道徳はどう違うのかと思いました。そこでネットで法と道徳の違いについて調べました。そこでわかったことは、法には強制力があり、道徳にはないということです。道徳とは、その社会で生活している人間皆が守るべきルールですが、それを守らないからと言って、刑罰が科せられたり、損害賠償請求されたりするわけではないですが、法律は同様に守るべきルールですが道徳よりもその範囲が狭く、最低限守らなければならない事なので、それを守らないと、刑法を守らなければ、国家から刑罰を科せられるし、民法を守らなければ、損害賠償請求等をされてしまうのです。つまり、法律で保護されている事の方が、道徳で保護されていることよりも、守らなければならない度合いが大きいので、道徳には強制力がなく、法には強制力があるのだと思います。マナーも道徳と同じことです。法には刑罰があるので守らなくてはいけないと思いますが、なら、刑罰のない道徳は守らなくてもよいのでしょうか。そうではありません。道徳も守らなくてはいけないルールなのです。ですが、道徳の場合、絶対に守らなくてはいけないわけではないところが法と違うところです。たとえば、電車での席を譲るという行為。これ道徳の例で、これは必ずしも譲らなければいけないわけではありません。逆に相手にあなたは年をとっている、というふうに言っているようにもなり、不快にさせてしまうかもしれません、そこが道徳の難しいところだと思います。では、法と道徳ではどちらを優先すべきなのでしょう。どちらも守るべきルールですが法は中でも最低限守るべきことなので、法のほうが優先すべきだとも思います。でも、たとえば、踏み切りの真ん中で倒れている人がいて、踏切が下りている場合、どうすればいいのでしょうか。その人を助けようと踏切に入れば法に触れます。しかし、法に触れるとってその人を見殺しにすれば、道徳に反することになります。この場合、法と道徳どちらを優先すべきなのでしょう。いくら、法が最低限守るべきルールであったとしても、この場合は法に触れてでもその人を助けるほうが人として正しい行為だと私は思います。このように道徳をもとに作られた法律であっても、矛盾が生じてしまう場合もあります。法のほうが道徳と違い、はっきりと、これをしてはいけない、ということがわかっています。それに比べ、道徳のほうがすこしあやふやです。なので、法律のほうがやぶってはいけないというふうに感じ、道徳のほうが守らなくてはいけない順序としては下だと思われてしまいます。しかし、そうではなく、道徳も人が守るべき大切なルールなのです。最近は法について話を聞く機会もふえ、前よりも道徳について考えることも減りました。しかし、道徳よりも法が大事なのではなく、道徳も法と同じように大切なことなので、時と場合によっては、法に触れてまでも、道徳を守らなければならないと私は思います。

男女の法律

神奈川県立平塚中等教育学校四年 古川 皓之

わたしは、最近法律とは何のためにあるのだろうか、と考えるようになりました。

わたしの通っている学校で、少し前に「勉強合宿」という二泊三日で宿泊施設に泊まって勉強漬けになるという行事がありました。そこでのスケジュールは全く問題ありませんでした。しかし、その宿泊する部屋に問題がありました。男子と女子で部屋のグレードが全く違ったのです。女子がホテルのような部屋に比べて、男子は二段ベッドが複数押し込まれている狭い部屋だったのです。そんなことがあり、わたしの周りで「男女差別だ。」「男尊女卑だ。」などというせりふをよく聞くようになりました。そこでわたしも少なからず不満を持っていて興味が湧いてきたので男女差別について調べるようになりました。そこで分かったのは、男女間に関する法律にはまだまだ不十分であるということです。

明治時代などは男尊女卑が酷く、たくさんの女性が苦勞していたというのは知っていました。それは少なからず今も残っていて、就職がしにくい、就職しても給料が少ないなどまだまだ大変ということが分かりました。しかし、それを補うかのように、法律はとても女性を守り、そして男性に対してかなり厳しいことが分かりました。

まず、遺族年金・労災遺族年金の支給要件に差があり、女性はもらいやすく男性はもらいにくい。夫が死亡した妻には寡婦年金がもらえるが、逆に妻が死亡した夫には何もない。母子家庭には児童扶養手当が出るが父子家庭には何も出ない。生活保護の対象が男性だと六十五歳、女性だと五十五歳。などの金銭面での法律による男女差です。確かに男性の方が働いている人が多く支払い能力が高いのは認めます。しかし、近年では不景気だったりさまざまな理由で就職できなかつたり、リストラにあつたりして無職の男性も増えつつあります。その中に身内がいない男性もいるでしょう。そんな環境で生活保護が年齢を理由にももらえないとなるとホームレスを生み出してしまう原因になってしまいます。また、父子家庭になにもないというのもおかしいと思います。わたしの家は四人兄弟ですが、もしも何か起こってしまい父子家庭になってしまったらと考えるとぞっとします。娯楽が無くなったり、家に帰ったらすぐに家の手伝いで好きなことができなくなったり、父は家に帰りやすくするために転職して収入が減ったりなどとても大変だと思います。そんな家庭がたとえ少なくともあるのに放置されているとしたらおかしいと思います。少数派だからといって放っておいてよいとはおもいません。母子家庭がこれより大変なのは分かります。しかし、今は男女雇用機会均等法などで社会への進出が多くなっています。「男女平等。」「女性にも権利を。」と言ってこのような法律ができたのならば女性も男性と同じ責任を果たす、または男性も少なからず守られるべきなのではないでしょうか。そこで都合よく女性だから、となるのは間違っているような気がします。

わたしは今、進路で文系か理系か選択を迫られています。そこでわたしが今一番興味があるのは法律です。しかし、就職率が理系の方が高いなどの話をきいていて迷っています「法律は弱者の味方ではなく、強者の味方。」と誰かが言っていました。わたしが法律の道に進んでいけば、そんなことを言われぬように何か協力できるかもしれません。今回調べたことなどで法律の道に一步踏み出せたら良いなと思っています。